

越中高岡土産品 100選 2018年度版 募集

越中高岡土産品100選事業とは、観光客の方に推薦する高岡市の観光土産品を認定し、産業と観光の活性化につなげることを目的としています。認定を受けると、ガイドブックやHP、各種催しで紹介されるなどさまざまなメリットがあります。是非ご応募ください。

越中高岡
土産品
100選

100選認定のメリット

- 認定土産品を掲載したガイドブックやホームページで、市内外に広くPRいたします。
- 認定土産品は、高岡商工会議所の業務で用いる物品に優先して使用いたします。
- 高岡商工会議所の関係する物産展等にて、認定土産品を優先的にPRいたします。

認定部門

1. 食品部門 2. 菓子部門 3. 工芸品等部門 4. キャラクター部門

※4.キャラクター部門とは利長くん・家持くん・あみたん娘といった高岡に縁のあるキャラクターの土産品部門です。



©TR@P

申請者の要件

高岡市内で購入できる観光土産品を製造または販売している業者であり、高岡商工会議所・高岡市商工会の会員であること。

※申請者が販売業者の場合は事前に製造業者の許可を得てください。

※非会員の場合は、予め入会手続きを行ってください。

※1部門あたり3品まで応募できます。ただし、発表後2年以内の新商品に限り別途2品まで応募できます。

※平成28年版で認定を受けた土産品について、継続して認定を受けたい場合は改めて申請いただく必要があります。

対象となる観光土産品の要件

申請するには以下の要件を満たす必要があります。

1. 高岡の観光土産品に相応しいこと。
2. 他の特許品、登録品の模倣でないこと。
3. 業界における表示義務・製造基準を満たしていること。
4. 製造・販売について法令による許可または認可を必要とするものは、当該許可または認可を得ていること。
5. 各種関係法規等に抵触しないこと。

申請方法

指定の申込書(裏面)に必要事項を記入の上、写真・現品・申請手数料を添え2018年7月31日(火)までに高岡商工会議所へお持ちください。ただし、賞味期限のある食品・菓子等については申請書と写真、申請手数料のみを提出いただき、現品については審査会直前に提出願います。(メール・FAX等での申請も可、申請手数料は下記指定口座までお願いします)

■製品写真/電子データ(1280×960pixel以上)をJPEG形式、もしくはネガフィルム、ポジフィルムでお願いします。

※申込書は高岡商工会議所で配布します。また高岡商工会議所のホームページからもダウンロードできます。

※申請土産品1品につき1枚の申込書の提出が必要です。

※審査会終了後、土産品はお返しいたします。ただし、食品・菓子等はお返しできません。

■申請手数料 振込先

- 金融機関/高岡信用金庫 広小路支店 ●口座名義/高岡商工会議所 ●種目/普通預金 ●口座番号/0761299

手数料について

■申請者は、申請土産品1品につき申請手数料として1,000円を事務局にお支払ください。

ただし、土産品が認定を受けなかった場合でも、申請手数料は返金できませんのでご了承ください。

■申請者は、認定土産品1品につき申請手数料とは別に認定手数料として5,000円を事務局にお支払ください。

※上記手数料は税込金額。また、振込手数料等は申請者負担をお願いします。

審査会について

①審査会は2018年8月下旬を予定しております。

②審査会では申請土産品を1.味覚 2.品質・品格 3.郷土色 4.市場性 5.価格 の5項目(工芸品等・キャラクター部門は「1.味覚」を除いた4項目)で審査します。

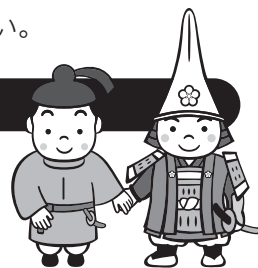
③認定土産品の審査結果に応じて、各部門で特別推奨マークを付与し、推奨する場合があります。

④認定土産品の中でも新商品については、ガイドブックやホームページで新商品マークを付与します。

⑤審査会の内容に関する問い合わせには一切応じることはできませんのでご了承ください。

認定の有効期間

2020年3月31日まで



【お問い合わせ・申請先】

高岡商工会議所 地域振興課

〒933-8567 高岡市丸の内1-40
TEL(0766)23-5000 FAX(0766)22-6792
HP <http://www.ccis-toyama.or.jp/takaoka/>